

# あなたの家は安全ですか!!



## がけ地近接等危険住宅移転事業補助金制度のご案内



危険ながけ付近にお住まいの方の  
移転にかかる補助制度



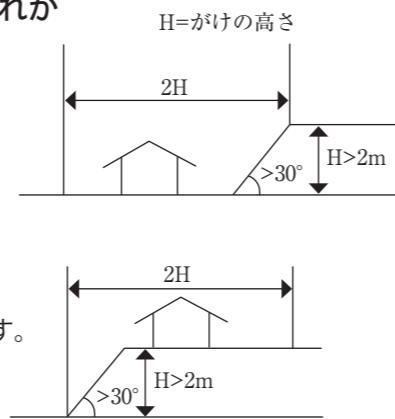
### ○ 制度の概要

がけ地の崩壊などにより、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建っている危険住宅の移転を促進するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅などの除去に要する経費と新築する住宅の建設や土地の取得などに要する経費を助成する制度です。

### 対象住宅

本人もしくは親族が継続して居住している住宅で、次のいずれかに該当するものが対象となります。

- 右図のように、がけ\*の下端(上端)からがけの高さの2倍以内に住宅が建っている場合で、昭和46年8月31日以前に建築されたもの。  
※高さ2m超、水平面との角度30度超
- 建築後に災害などで安全上支障が生じ、市からは正勧告を受けたもの。
- 災害危険区域内(急傾斜地崩壊危険区域)に建っているもの。  
ただし、当区域に係る防災工事が完了している地区については対象外です。



### 補助金の種類

- 除去等費… 危険住宅の撤去費および移転などに要する費用を助成します。
- 建物助成費… 危険住宅に代わる住宅の建設または購入(これに必要な土地の購入も含みます。)のため、金融機関などから融資を受けた場合、借入金の利子相当額を助成します。(利率は8.5%を限度とします。)

### 補助内容



区分	限度額	助成内容
危険住宅除去費	780,000円	実費補助
建設(購入)費	4,440,000円	金融機関から借入れをしたときの、利息に対する助成
土地取得費	2,060,000円	
敷地造成費	580,000円	

- \*金融機関からの借入れは親族の方でもかまいません。この場合、借入者の同居要件はありません。
- \*補助金申請前に解体などに着手しているものについては認められません。
- \*空家は対象となりません。

【問合せ先】=本庁建築住宅課 ☎(23) 5111 (内線3643)

## 耐震診断・改修補助金制度のご案内

市では、地震による木造住宅の倒壊などの被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断および耐震改修の経費を助成します。

### ○ 補助金交付の要件

- 次の①～③のすべての要件を満たす場合に交付
- 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下のもの
  - 耐震診断または耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること
  - 市税などを滞納していないこと

### ○ 診断補助金の額

交付対象経費の3分の2以内とし、1棟につき6万円が限度額

### ○ 改修補助金の額

交付対象経費の10分の9以内とし、1棟につき30万円が限度額

### 補助金交付までの主な流れ



### 【平成24年度募集】

6月1日(金)～11月30日(金)まで募集します。(先着順)

### ○ 耐震診断 = 20 棟

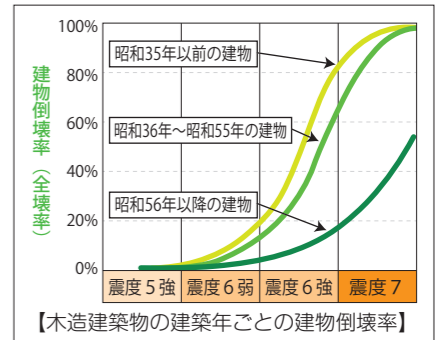
- ▶先着順
- \*既に耐震診断を終えている場合は対象外

### ○ 耐震改修 = 5 棟

- ▶先着順(薩摩川内市既存住宅改修環境整備事業との併用可能)
- \*既に耐震改修を終えている場合は対象外。
- 過去に耐震診断を受けているが、未改修の場合は、対象となることがあります。



【問合せ先】=本庁建築住宅課 ☎(23) 5111 (内線3642・3643)



要件を満たす住宅耐震改修を行った場合、次のような特別控除および減額措置を受けることができます。(居住者が改修を行った場合に限り)

### 1. 所得税額の特別控除

当年分の所得税額から当該住宅耐震改修に要した費用の10%に相当する額(ただし、20万円を上限とし、補助金額は控除する。)が控除されます。確定申告を行う必要がありますが、その際の住宅耐震改修証明書は、本庁建築住宅課で審査の上、発行します。  
これは平成25年分の所得に対する確定申告まで有効です。

### 2. 固定資産税の減額措置

固定資産税額の減額措置の適用対象となります(耐震改修の費用の額が30万円未満である場合を除く)。また、この場合の証明書も、本庁建築住宅課で審査の上、発行します。

〈減税期間〉

平成24年の改修は **2年間**  
平成25年～平成27年までの改修は **1年間**